

「監査結果に基づき知事等が講じた措置」の報告について

監査委員は、第四回都議会定例会に「令和3年 監査結果に基づき知事等が講じた措置（第2回）」を報告しました。

これは、これまでに行った指摘事項、意見・要望事項について、年2回、知事等関係機関が実施した改善内容の通知を受け、公表するものです。

1 改善状況

未改善であった指摘事項、意見・要望事項46件のうち、32件が改善済みとなりました。

2 措置内容の例

- 交通局は、大規模地震等の発生時に、駅施設において都営地下鉄利用者を一時的に保護する対策を講じていますが、停電時等の対応や一時保護対策に係る訓練等について、取組が不十分な点が認められました。そこで、一時保護対策について検証を重ね、災害発生時に即応できる態勢をより強固に整えるよう検討を求めました。

⇒ 停電等により駅施設に留まることが危険と判断される場合の手順等を各駅務管区の「異常時対応マニュアル」に追記するとともに、一時保護対策訓練の実施を全駅に求めるなど、災害発生時の即応態勢の整備を図りました。（P. 6、P. 21）

- 産業労働局は、落石を防止するため、ロープ伏工等の落石防止対策を行っていますが、ロープ伏工の施工・品質管理項目について、統一が図られていない点が認められました。そこで、ロープ伏工の施工・品質管理の基準化について検討を求めました。

⇒ 主要品質管理項目について基準を統一し、基準書等の改定を行いました。（P. 7、P. 23）

- 中央卸売市場は、各市場の傷んだ舗装の補修を行っていますが、豊洲市場以外の10市場において、30年以上前のしゅん工図を用いるなど、要領に沿っていない舗装が認められました。そこで、各市場の利用状況に応じた舗装管理図の整備について検討を求めました。

⇒ しゅん工図や交通量調査を基に、路床土の強さや交通量区分など、舗装の設計に必要な情報を1つに集約した舗装管理図を各市場で作成しました。（P. 7、P. 23）

- 報告の内容は、監査事務局ホームページでも公表しています。

監査事務局ホームページ：<https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/>

- 過去の指摘事例、改善措置は「監査指摘・改善措置等検索システム」で確認できます。

監査指摘・改善措置等検索システム：<https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/search/>

問合せ先 監査事務局総務課
直通 03-5320-7018